

令和4年度

北海道内部統制評価報告書

北海道

北海道知事 鈴木 直道 は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

北海道知事 鈴木 直道は、北海道の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、道においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「北海道の適正な事務執行に向けた取組に関する方針」（令和2年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき、①財務に関する事務、②適正な管理及び執行を確保する必要がある事務について、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

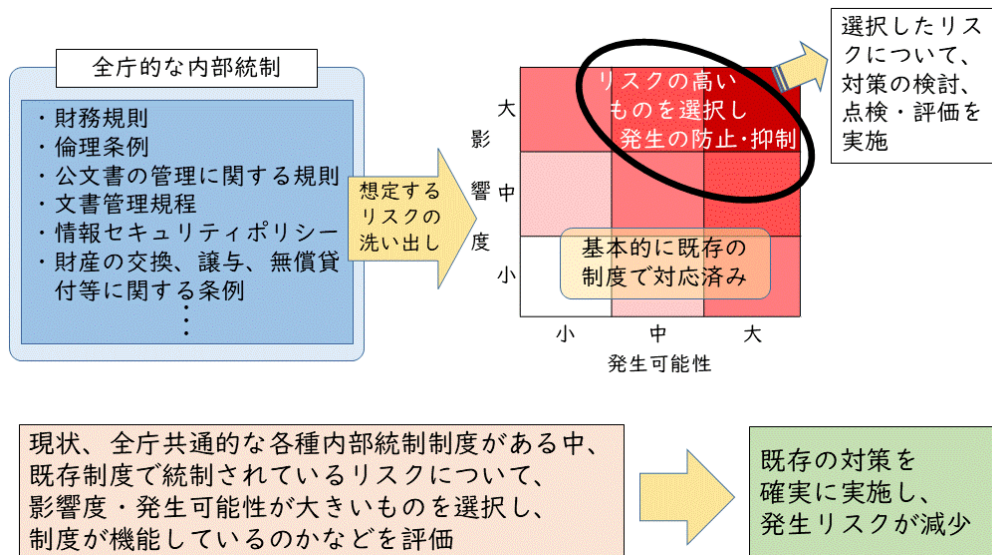
(1) 全庁的な内部統制

道では、ガイドラインで示されている「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」（以下「ガイドライン評価項目」という。）28項目に関連した規程等の所管部局（以下「共通業務所管部局」という。）が、当該規程等について必要に応じて改善又は是正を図りながら運用し（別表1）、事務の適正な執行の確保に努めています（こうした取組を「全庁的な内部統制」という。以下同じ。）。

(2) 業務レベルの内部統制

内部統制の整備及び運用を推進する役割を担うSmart道庁推進本部において、過去5年間における北海道監査委員による定期監査での指摘事項等の中から、全庁的な内部統制における規程等に関する業務上のリスクを洗い出し、その中から特に発生可能性が大きいリスクや発生した場合の影響度が大きいもの（図1）を重要リスク14項目（別表2）として選定した上で所属ごとにリスク対応策を設定して重点的に取り組むことで、不適正事務の発生防止及び抑制を図り、事務の適正な執行を進めています（こうした所属単位の内部統制の取組を「業務レベルの内部統制」という。以下同じ。）。

(図1) 重要リスク項目選定の考え方



なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、⑥ICT（情報通信技術）への対応）が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理等により、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

道においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「北海道の適正な事務執行に向けた取組の推進及び評価に関する要綱」（令和2年4月1日制定、令和3年4月1日改正）に基づき、次のとおり内部統制の評価を実施しました（図2）。

（1）全庁的な内部統制の評価

ガイドライン評価項目の28項目に対応する関係規程等の整備状況を評価部局である総務部が整理した上で、共通業務所管部局による評価（自己評価）を上半期、下半期の2回に分けて実施し、その後、評価部局による独立的な観点からの評価（独立的評価）を実施して、全庁的な内部統制の有効性について評価しました。

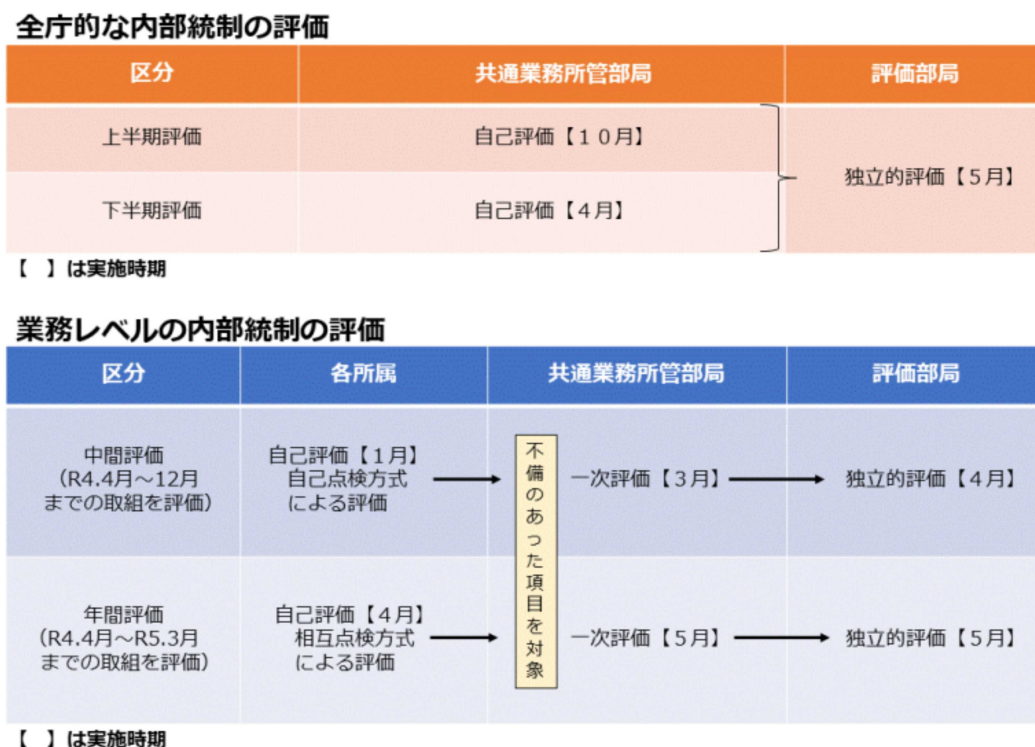
（2）業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価は、各所属単位（707所属）で行う自己評価、共通業務所管部局で行う一次評価及び評価部局で行う独立的評価の3段階で実施することとし、また、評価の時期を、中間評価（令和4年4月～12月分の評価）と年間評価（令和4年度通期の評価）の2回に分けて実施しました。

自己評価は重要リスク14項目について、各所属自ら設定した対応策が整備されているか、適正に運用されているか、その他の不備の有無について点検するほか、不備が発生した場合には、その概要、原因の分析とともに、改善事項を定めているかについて確認するものであり、中間評価にあつては、各所属による自己点検方式、年間評価にあつては、より牽制を働かせる観点から、他の所属との相互点検方式により、評価を行いました。

一次評価は自己評価で不備のあった事案について、各所属で検討した改善事項が規程やマニュアル等に定める取り扱いに沿った十分な内容であるかどうかを共通業務所管部局がそれぞれの所管している制度に照らして評価し、独立的評価は一次評価を行った事案に対し、評価部局が独立的な観点からの評価を行い、内部統制の有効性について評価しました。

(図2) 道における内部統制の評価手続 (概要)



3 評価結果

(1) 全庁的な内部統制の評価

前記2(1)に従い評価を実施した結果、不備の発生はありませんでした。このため、道における全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

前記2(2)に従い、全所属で評価を実施した結果は、次のとおりでした。

①整備上の不備について

整備上の不備（不適正事務の発生を防ぐための対応策の実践に必要な準備が整っていない等により不適正な事務を発生させる可能性のあるものをいう。）は、2所属で合計3件ありました。

これらの不備について、個々の対応状況をもとに事案の重要性や影響度を勘案して整備上の重大な不備（事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものをいう。）の有無について検討した結果、整備上の重大な不備に該当する事案はありませんでした。

なお、いずれの不備についても、不備の認識後、速やかに対応策の整備が行われ、評価基準日において不備が是正されていることを確認しています。

②運用上の不備について

運用上の不備（対応策は有効なものであっても、適切に実施されなかったことで、結果として不適正な事務を発生させたものをいう。）は、80所属で合計101件ありました。

これらの不備について、個々の対応状況をもとに事案の重要性や影響度を勘案して運用上の重大な不備（事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたものをいう。）の有無について検討した結果、指定難病等医療費受給者証更新事務の遅延、生活保護業務における不適切な事務処理及び職員の不適切な行為に対する損害賠償金の発生について、運用上の重大な不備に該当するものと判断しました。

なお、いずれの不備についても、不備の発生後、改善事項を定め、適切な運用に努めていることを確認しています。

③評価結果

前記②のとおり、評価対象期間中、運用上の重大な不備が発生したため、一部有効に運用されていないと判断しました。

（3）重大な不備の判断基準

令和4年9月、北海道監査委員が作成した令和3年度北海道内部統制評価報告書審査意見書において、「評価部局は運用上の重大な不備に該当すると判断した事案を報告書に記載しているが、現状においては、個別事案ごとに判断していることから、常に客観的な判断が下せるよう、重大な不備の基準等を明らかにすべきと考える」との所見が示されたことを踏まえ、量的重要性及び質的重要性の観点から重大な不備の判断基準を定めました（図3）。

（図3）重大な不備の判断基準（概要）

重大な不備の判断基準

不適正事務について、大きな不利益を生じさせる蓋然性の高いもの又は実際に生じさせた場合で、質的重要性のいずれかに該当し、かつ、量的重要性のいずれかに該当する場合は、重大な不備に該当するかどうかの判断を行う。

なお、質的重要性が特に大きいと考えられるものについては、量的重要性に関わらず、重大な不備に該当するものとする。

量的重要性
①定期監査又は随時監査において指摘事項とされたものであって、懲戒処分の対象となった事案のうち、 1事案あたりの金銭的不利益が概ね100万円以上であるもの
②同一の不適正事務であって懲戒処分の対象となった事案のうち、評価対象期間内に2事案以上発生しているもの

質的重要性
①道行政全体への信用を著しく毀損させる不適正事務
②不適正事務の結果が広い地域又は大多数の住民等にわたるなど広範囲に影響を与え、特に住民に著しく影響を与えるもの
③不適正事務に関係する部局が広範囲であり、道の業務遂行に大きな影響を与えるもの
④不適正事務への対応がなされず、同一所属で再発又は複数回発生したもの
⑤不適正事務について広く報道されるなど社会的な関心度が高いもの

4 不備の是正に関する事項

(1) 指定難病等医療費受給者証更新事務の遅延

ア 不備の概要等

保健福祉部において、令和4年9月末で有効期限が切れる指定難病等医療費受給者証の更新事務に遅れが生じ、約2万7千人分が受給者証の有効期限を超過して未交付となる事案が発生しました。

本事案については、多くの受給者の方々の生活に影響を与え、道政に対する道民の信頼を著しく損なう事態となったことを重く受け止め、重大な不備に該当するものと判断しました。

イ 不備の原因等

本事案は、管理職員が更新事務の進捗状況を定期的に確認するなどの対応策を適切に実施していたならば、更新事務が遅延していることに気が付き、不適正事務を防ぐことができたにもかかわらず、対応策を怠るなどの内部統制の運用上の不備がありました。

ウ 是正措置の内容及び今後の取組等

今回の事案発生後、当該事務に係る事務処理手順の検証や所属内での業務体制を見直すなど、計画的に事務処理を進めるための体制を整えるとともに、処理に係る進捗管理を、管理職員などを含めた複数の職員で行うなどの取組を徹底するよう見直しを行い、再発防止に向けた取組の徹底を図りました。

また、本事案については、下記(2)の事案も含め、令和5年度の重要リスク項目「住民等からの申請及び届出における不適切な事務(未処理及び遅延)」として新たに選定し、全庁挙げて再発防止に取り組んでまいります。

(2) 生活保護業務における不適切な事務処理

ア 不備の概要等

根室振興局において、業務担当者が生活保護業務に関し、令和元年度から3年度までの3年間に、関係機関への支払い(6機関、105,709円)及び被保護者への一時扶助(34件、501,962円)を未払いのまま放置したほか、認定変更を怠り、その結果、過小支給(10件、613,522円)及び過大支給(24件、2,103,366円)を発生させるとともに、157件分の訪問記録が未作成の事案が令和4年4月に発覚しました。

また、渡島総合振興局においても、業務担当者が生活保護業務に関し、令和2年度から3年度まで、生活保護受給者の収入認定の変更を怠り、その結果、保護費の過小支給(28件、311,722円)及び過大支給(51件、2,763,359円)を発生させる事案が、令和4年8月に発覚しました。

本事案については、多くの受給者の方々の生活に影響を与え、道政に対する道民の信頼を著しく損なう事態となったことを重く受け止め、重大な不備に該当するものと判断しました。

イ 不備の原因等

いずれの事案も、業務担当者が管理職員に相談する体制を整備し、進捗確認を徹底するなどの対応策を適切に実施していたならば、業務担当者が不適切な事務処理を行っていたことに気が付くことができたにもかかわらず、対応策を怠るな

どの内部統制の運用上の不備がありました。

ウ 是正措置の内容及び今後の取組等

今回の事案発生後、事務処理に係る進捗状況の相互確認や相談体制・連携体制を確保するための職場環境を整えることなど、不適正事務の発生防止に関する通知を発出するとともに、全道の社会福祉課長・出張所長会議を開催し、再発防止に向けた注意喚起を行いました。

また、本事案については、上記（１）の事案も含め、令和５年度の重要リスク項目「住民等からの申請及び届出における不適切な事務（未処理及び遅延）」として新たに選定し、全庁挙げて再発防止に取り組んでまいります。

（３）職員の不適切な行為に対する損害賠償金の発生

ア 不備の概要等

保健福祉部の出先機関である江差高等看護学院及び紋別高等看護学院において、複数の職員が学生らに対し、暴言等によるパワーハラスメントを行い、当該学生らに著しい精神的な苦痛を与えたとして、損害賠償請求があり、令和４年度に、12件、7,557,500円の賠償金を支払う事案が発生しました。

本事案については、学生らの将来に影響を与えるとともに、道政に対する道民の信頼を著しく損なう事態となったことを重く受け止め、重大な不備に該当するものと判断しました。

イ 不備の原因等

本事案は、職員が、道の職場研修実施要領に定めるハラスメント研修や教員等の養成に係る研修を通じて、ハラスメントについて十分に理解し、当事者意識を持っていたならば、学生らへのハラスメントが起きた際に適切な対応をとることができたにもかかわらず、その認識が欠如していたことに加え、ハラスメントに対して学生が外部に相談できる窓口が不足していることなど、内部統制の運用上の不備がありました。

ウ 是正措置の内容及び今後の取組等

今回の事案発生後、改めて、ハラスメントや教育方法に関する研修を学内・学外で実施した上で、学院運営アドバイザーの設置やハラスメント相談員の増員の他、目安箱及び外部カウンセラーを設置して学生が相談しやすい環境を整えるなど、ハラスメントの再発防止を一層強化するとともに、適切な対応に向けた取組の徹底を図りました。

また、同様の事案が発生しないよう、全庁挙げて再発防止に取り組んでまいります。

令和５年７月７日 北海道知事 鈴木 直道

(別表1) 全庁的な内部統制の28の評価項目に対応する道の関係規程等の整備状況

全庁的な内部統制の評価項目			道の関係規程等の整備状況		
基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	関係規程等	規程等所管課	取組内容
①統制環境	①1 知事は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	①1-1 知事は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを自らの指示、行動及び態度で示しているか。	行政基本条例	改革推進課	条例の制定
			倫理条例	人事課	知事訓示
				人事課	部局長訓示
				人事課	職員研修(職場)
		人事課		職員研修(階層別)	
		①1-2 知事は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。	人事課	訓示	
			人事課	職場研修の実施	
			人事課	倫理条例関係の情報をホームページで公表	
		①1-3 知事は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	倫理条例	人事課	部下職員への指導監督
			知事部局職員の人事評価実施要領	人事課	人事評価の実施
			業務改善提案・通報制度に関する要綱	改革推進課	組織内外からの情報の適切な共有と管理
			職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領	改革推進課	
			道政相談事務処理要領	道政相談センター	
		苦情審査委員に関する条例	道政相談センター		
		①2 知事は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。	①2-1 知事は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	行政基本条例	改革推進課
行政組織規則	人事課				
①2-2 知事は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	行政組織規則		人事課	適切な事務分担、自律的なチェック機能の確保	
	事務決裁規程		人事課		
	総合振興局長等事務委任規則		人事課		
財務規則	出納局財務指導課				
①3 知事は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	①3-1 知事は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	推進評価要綱	改革推進課	役割・実施内容の明確化	
		職員研修規程	人事課	各種研修、訓示等の実施	
		財務会計事務の執行方針	出納局財務指導課		
		文書管理規程	文書課		
	情報セキュリティ対策基準	情報政策課			
	①3-2 知事は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	知事部局職員の人事評価実施要領	人事課	人事評価(能力評価・面談)の実施 部下職員への指導監督	
②リスクの評価と対応	②4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	②4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	推進評価要綱	改革推進課	役割・実施内容の明確化
			②4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	推進評価要綱(事務マニュアル)	改革推進課

全庁的な内部統制の評価項目			道の関係規程等の整備状況		
基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	関係規程等	規程等所管課	取組内容
②リスクの評価と対応	②5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	②5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	推進評価要綱 (事務マニュアル)	改革推進課	内部統制のリスク識別
		②5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	推進評価要綱 (事務マニュアル)	改革推進課	リスクの分析、対応策の実施
		②5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	推進評価要綱 (事務マニュアル)	改革推進課	リスク対応策の検証、必要な場合の見直し
	②6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	②6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	推進評価要綱 (事務マニュアル)	改革推進課	過去の指摘事項等についての処理状況の確認 不適正事務を把握した場合の報告
③統制活動	③7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	③7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。	推進評価要綱 (事務マニュアル)	改革推進課	対応策の実施
		③7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動の水準を含め適切に管理しているか。	推進評価要綱 (事務マニュアル)	改革推進課	リスク対応を行う業務の明示 リスク対応策の検証、見直し
	③8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示しているか。	③8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討	事務決裁規程	人事課	決裁過程において適切に確認
			行政組織規則	人事課	
			財務規則	出納局財務指導課	財務事務の検査の実施
			文書管理規程	文書課	文書管理の検査及び点検の実施
	情報セキュリティ対策基準	情報政策課	外部記録媒体の保管状況の検査の実施		
	③8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	推進評価要綱 (事務マニュアル)	改革推進課	定められた時期の自己点検と改善対応の実施	
④情報と伝達	④9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	④9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則	文書課	公文書の作成
			文書管理規程	文書課	
			議事録作成マニュアル	文書課	文書管理の検査及び点検の実施
			事務決裁規程	人事課	業務情報の適切な共有
		業務改善提案・通報制度に関する要綱	改革推進課		
		職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領	改革推進課		
		道民意見提出手続に関する要綱	改革推進課		
		④9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	道政広聴活動推進要綱	広報広聴課	組織外からの業務情報の適切な共有
道政相談事務処理要領	道政相談センター				
苦情審査委員に関する条例	道政相談センター				

全庁的な内部統制の評価項目			道の関係規程等の整備状況		
基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	関係規程等	規程等所管課	取組内容
④情報と伝達	④9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	④9-3 組織は、住民の情報を含む個人情報等について、適切に管理を行っているか。	個人情報保護条例	文書課	個人情報の適切な管理
			文書管理規程	文書課	
	情報セキュリティポリシー	情報政策課			
	④10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	④10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらが必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	文書管理規程	文書課	業務情報の適切な共有
			議事録作成マニュアル	文書課	文書管理の検査及び点検の実施
			行政情報コミュニケーションシステムにおける情報セキュリティ対策の実施及び運用に関する手順	情報政策課	庁内ネットワークシステムの活用
			業務改善提案・通報制度に関する要綱	改革推進課	組織内外からの意見・提言に関する情報共有と対応
			職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領	改革推進課	
			公益通報処理に関する要綱	道政相談センター	
			道政相談事務処理要領	道政相談センター	
苦情審査委員に関する条例			道政相談センター		
⑤モニタリング	⑤11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立的評価を行っているか。	⑤11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	推進評価要綱（事務マニュアル）	改革推進課	自己評価及び独立的評価の実施 評価に基づく是正・改善の実施
			財務規則	出納局財務指導課	財務事務の検査の実施
			文書管理規程	文書課	文書管理の検査の実施
			情報セキュリティ対策基準	情報政策課	外部記録媒体の保管状況の検査の実施
		11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	推進評価要綱（事務マニュアル）	改革推進課	発見された不備の報告 監査等の指摘による改善
			⑥ICTへの対応	⑥12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	⑥12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。
⑥12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	情報セキュリティ対策基準	情報政策課			
⑥12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	情報セキュリティ対策基準	情報政策課			個別業務システムの適正契約
⑥12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	情報セキュリティ対策基準	情報政策課			情報の適正管理

(別表2) 令和4年度重要リスク項目

1	公用車の事故の未報告
2	車検切れの公用車の使用
3	毒劇物等の不適切な管理
4	収納現金の亡失
5	個人情報が入った外部記録媒体の亡失
6	個人情報が入った文書の誤送付
7	議事録の未作成
8	支出負担行為決定書等の未作成及び不備
9	事業者へ不適切な書類作成の指示
10	不適切な支払い事務（私費払い）
11	不適切な支払い事務（支払い遅延）
12	入札参加資格の不適切な審査
13	予定価格、最低制限価格、調査基準の価格の不適切な管理及び決定
14	道が事務局を担う実行委員会等での不適切な事務